

他自治体の条例

	自治体名	条例の名称	施行年月日	条例の特徴等
1	東京都	東京都男女平等参画基本条例	平成 12 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等参画」という言葉を用いているが、言葉の定義は、以下の 3 自治体が使用している「男女共同参画」と同様の趣旨である。 ・雇用分野について、具体的な項目で取り上げている。
2	京都市 (政令指定都市)	京都市男女共同参画推進条例	平成 15 年 12 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・前文で京都の歴史や特性を記載している。 ・基本理念で「国際社会の取組と協調」、市の責務で「広域的な取組」といった、視野の広さを意識している。 ・調査研究等で、「大学及び研究機関との連携」を明示し、学園都市としての特色を出している。 ・支援・措置で、市の具体的な施策を載せている。
3	姫路市 (中核市)	姫路市男女共同参画推進条例	平成 28 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「積極的改善措置」を定義づけ、この内容を全ての「男女共同参画の推進に関する施策」の中に含めている。 ・基本理念で、「多様な性」やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ()に関して言及している。 ・性別による権利侵害の防止において、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスといった具体的な言葉を用いて記載している。
4	盛岡市 (中核市)	盛岡市男女共同参画推進条例	令和元年 6 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「性別等」として、性的指向や性自認を含めて定義することで、基本理念や各責務に反映させている。 ・基本理念で、「多様な性」やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ()に関して言及している。 ・教育関係者の責務において、教育が果たす役割が重要と位置付けている。 ・災害対応における男女の視点、推進月間の設定といった、市の独自性を出している。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康と権利。平成 6 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方。中心概念は、いつ何人、子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、思春期や更年期の健康の問題等についても議論されている。

資料5「条例の構成について(イメージ)」に合わせて記載しているため、実際の条文の順番とは異なります。

目次	前文・条項	東京都	京都市	姫路市	盛岡市
前文	1 前文	<p>男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。</p> <p>東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。</p> <p>本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。</p> <p>すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。</p>	<p>ここ京都では、男女が共に、長い歴史の中で培われた伝統と文化を大切にし、自由で先駆的な気風をはぐくみながら、個性豊かで活力に満ちたまちを築いてきた。このような京都が、将来にわたって、魅力あふれるまちとして輝き続けるためには、市民一人一人が、性別にかかわらず個人として尊重され、様々な分野で生き生きと活動することができるようにしなければならない。</p> <p>これまで、本市においては、日本国憲法にうたわれた男女平等の理念が、京都のまちに息づくことを願い、その実現に向けた歩みを進めてきたが、依然として、性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が残されている。そのため、今後も、男女平等の理念に立って、男女が、互いに人権を尊重しつつ、協力し合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の一層の推進を図る必要がある。</p> <p>ここに、本市は、自治の精神に基づく活発な地域活動の土壌や豊富に蓄積された知的資源など1200年を超える歴史の中で培われた京都の優れた特性を生かし、市民等との緊密な連携の下に、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することが、すべての市民が個人としての誇りと家族や地域のきずなを大切にし、未来への希望を持って暮らすことができるまちの実現に不可欠であると認識し、この条例を制定する。</p>	<p>個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれた我が国の基本原則である。この原則に基づき、国においては、これまで法令の整備をはじめ、男女平等の実現に向けた様々な取組がなされてきた。</p> <p>本市においても、こうした国の動向や平成11年に制定された男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成13年に姫路市男女共同参画プランを策定するとともに、姫路市男女共同参画推進センター「あいめっせ」を開設し、男女平等に関する意識啓発や女性の社会への参画促進などに向けた男女共同参画の推進に関する施策を積極的に進めてきた。</p> <p>一方、昨今の少子高齢化の進行、社会経済情勢の急速な変化、地域社会や家族形態の変容、市民意識の多様化などに対応するため、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、自分らしく多様な生き方を選択することができるよう、より一層、男女共同参画を推進することが必要となっている。</p> <p>しかしながら、依然として、性別による固定的な役割分担意識とこれに基づく社会通念や慣行は根強く、また、現状では、政策、方針等の決定過程における男女の参画状況にも偏りがあり、更には、女性に対する暴力や性別に起因する人権侵害など、男女共同参画社会の実現には、まだ多くの課題が解決されずに残されている。</p> <p>これらの認識の下に、世界文化遺産・国宝姫路城を誇り、豊かな自然環境、多くの伝統文化を継承しながら発展を遂げてきた「ふるさと・ひめじ」が、更に内外に開かれ、あらゆる者が個人として尊重される、時代にふさわしい都市としての成長を持続していくため、ここに、全ての者が協働して、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる環境の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題である。</p> <p>男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題に位置付けており、本市においてもこれまで、その実現を目指し、課題解決のためのあらゆる取組を着実に推進してきた。</p> <p>人口減少と少子高齢化の急速な進展に加え、人々の価値観の多様化が進む中、これらの社会情勢の変化に対応しうる男女共同参画社会を実現するためには、人権を尊重する意識の更なる向上と、性別等によって役割分担を固定的に捉える意識の解消を進め、多様な生き方を選択でき、あらゆる人が活躍できる環境の促進を図らなければならない。</p> <p>よってここに、多様性に富んだ豊かで活力あふれる持続可能な地域の構築を目指し、性別等にかかわらず、誰もが互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定する。</p>
第1章 総則	2 目的	<p>この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。</p>	<p>この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	<p>この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及びその他の者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。</p>	<p>この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。</p>

資料5「条例の構成について(イメージ)」に合わせて記載しているため、実際の条文の順番とは異なります。

目次	前文・条項	東京都	京都市	姫路市	盛岡市
第1章 総則	3 定義	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。</p> <p>(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p> <p>(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。</p>	<p>規定なし</p>	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。</p> <p>(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p> <p>(3) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。</p> <p>(4) 事業者 市内に事務所、事業所等を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(5) 市民団体 市民を主たる構成員とし、市内において市民のための自発的で自律的な活動を行う団体をいう。</p> <p>(6) 市民等 市民、事業者及び市民団体をいう。</p> <p>(7) 教育関係者 市内の学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において行われる教育及び保育に携わる者をいう。</p>	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画 誰もが、性別等にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。</p> <p>(2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいう。</p> <p>(3) 事業者 営利を目的とするとしないを問わず、市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(4) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる個人又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(5) 性別等 性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の性別についての認識をいう。）等をいう。</p> <p>(6) 性別等による人権侵害 ドメスティック・バイオレンス（配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。）、ハラスメント（性別等に係る発言、行動等が、本人の意図に関係なく、相手又は周囲の者に不快感又は不利益を与えることをいう。）その他の性別等による暴力又は差別的取扱いをいう。</p> <p>(7) ワーク・ライフ・バランス 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等においても、多様な生き方を選択することができることにより、仕事と生活の調和が図られることをいう。</p>

資料5「条例の構成について(イメージ)」に合わせて記載しているため、実際の条文の順番とは異なります。

目次	前文・条項	東京都	京都市	姫路市	盛岡市
第1章 総則	4 基本理念	<p>男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。</p> <p>(1)男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会</p> <p>(2)男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会</p> <p>(3)男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会</p>	<p>男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1)男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として等しく尊重されるようにするとともに、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないようにすること。</p> <p>(2)男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようにすること。</p> <p>(3)男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、当該活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすること。</p> <p>(4)男女が、互いの性を理解し、尊重すること。</p> <p>(5)男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、本市、事業者及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようにすること。</p> <p>(6)男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。</p>	<p>男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと及び男女が性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が確保されること並びに多様な性のあり方も含めたあらゆる人の人権が尊重され、配慮されること。</p> <p>(2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。</p> <p>(3) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。</p> <p>(4) 家族の構成員が性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。</p> <p>(5) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会における取組が勘案され、その動向が配慮されること。</p> <p>(6) 女性には妊娠及び出産の機能が備わっていることが十分に配慮され、これによる差別がなされないこと、あらゆる人の性と生殖に関する意思が尊重されること並びに生涯にわたる健康の保持及び増進が図られること。 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)</p> <p>(7) 市民等が地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自主的かつ自発的に男女共同参画の推進のための活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して取り組むことができるようにすること。</p> <p>(8) 男女が性別によることなく、その置かれている立場を含むあらゆる状況の下で、自らの責任において多様な選択を行うことが保障されること。</p>	<p>男女共同参画の推進は、相互の協力及び社会の支援の下に、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1) 誰もが、性別等による人権侵害を受けることなく、個人として尊重されること。</p> <p>(2) 誰もが、性別等による固定的な役割分担についての意識にとらわれることなく、個性及び能力を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。</p> <p>(3) 誰もが、性別等にかかわらず、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。</p> <p>(4) 誰もが、性別等にかかわらず、ワーク・ライフ・バランスを実現することができること。</p> <p>(5) 誰もが、性別等に関する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたって安全かつ健康な生活を送ることができること。 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)</p>

資料5「条例の構成について(イメージ)」に合わせて記載しているため、実際の条文の順番とは異なります。

目次	前文・条項	東京都	京都市	姫路市	盛岡市
第2章 責務	5 主体の責務	<p>(都の責務)</p> <p>都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村(特別区及び市町村をいう。以下同じ。)と相互に連携と協力を図ることができるよう努めるものとする。</p> <p>(都民の責務)</p> <p>都民は、男女平等参画社会について理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。</p> <p>2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画の促進に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(本市の責務)</p> <p>本市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。</p> <p>2 本市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体(以下「市民等」という。)との緊密な連携協力を図るとともに、特に広域的な取組を必要とする場合にあっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>市民は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行に捕らわれることにより他人の自由な意思決定を阻害することのないよう努めなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>3 市民は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>事業者は、基本理念にのっとり、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保を図るとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。</p> <p>2 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。</p> <p>3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等との連携に努めなければならない。</p> <p>4 市は、事業者の模範となるよう率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、職員一人一人の男女共同参画に関する認識を高めるよう努めなければならない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(市民団体の責務)</p> <p>市民団体は、基本理念にのっとり、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が対等に参画することができる体制その他男女が性別にかかわらず能力を発揮できる環境を整備するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(教育関係者の責務)</p> <p>教育関係者は、基本理念に配慮した教育及び保育を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携を図る責務を有する。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては男女共同参画の推進に努めるとともに、その雇用する労働者が能力を発揮できるような雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、その雇用する労働者がワーク・ライフ・バランスを実現することができるよう職場環境の整備に努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(教育関係者の責務)</p> <p>教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進において教育が果たす役割が重要であるとの認識の下に、教育を行うとともに、あらゆる教育の場において男女共同参画についての意識の形成に向けた取組を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>

資料5「条例の構成について(イメージ)」に合わせて記載しているため、実際の条文の順番とは異なります。

目次	前文・条項	東京都	京都市	姫路市	盛岡市
第3章 基本体制	6 推進計画	<p>(行動計画)</p> <p>知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。</p> <p>3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。</p>	<p>(男女共同参画計画)</p> <p>市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標</p> <p>(2) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱</p> <p>(3) その他男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項</p> <p>3 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、第22条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。</p>	<p>(姫路市男女共同参画プラン)</p> <p>市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画である姫路市男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、プランを定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、姫路市男女共同参画審議会(第21条第1項に規定する姫路市男女共同参画審議会をいい、同項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。</p> <p>3 市長は、プランを定めたときは、速やかに公表するものとする。</p> <p>4 前2項の規定は、プランの変更について準用する。</p>	<p>(推進計画)</p> <p>市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画(以下「推進計画」という。)を策定し、公表するものとする。</p> <p>2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 男女共同参画の推進に関する目標及び施策の方向</p> <p>(2) 前号に掲げる事項に基づき実施すべき男女共同参画の推進に関する施策</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、盛岡市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。</p>
	7 推進体制の整備	規定なし	<p>(施策の実施体制の整備等)</p> <p>本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。</p> <p>2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>(施策の策定等に当たったの配慮)</p> <p>本市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。</p>	<p>(推進体制の整備)</p> <p>市は、男女共同参画の推進のため、財政上の措置を含め、必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(施策の策定等に当たったの配慮)</p> <p>市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。</p>	<p>(推進体制の整備)</p> <p>市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進について全庁横断的に検討するための組織等必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(施策の策定等に当たったの配慮)</p> <p>市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮するものとする。</p> <p>(災害対応)</p> <p>市は、災害の防止、災害への対応及び災害からの復興においては、男女共同参画の視点を踏まえ、施策の推進に努めるものとする。</p>
	8 審議会	<p>(設置)</p> <p>行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>	<p>(審議会)</p> <p>男女共同参画の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>	<p>(姫路市男女共同参画審議会)</p> <p>この条例によりその権限に属することとされた事項を行うとともに、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として姫路市男女共同参画審議会を置く。</p> <p>2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に關し必要と認められる事項について、市長に意見を述べることができる。</p> <p>3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>4 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(設置)</p> <p>推進計画その他の男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項に關連する事項について、市長に意見を述べるすることができる。</p> <p>3 審議会は、必要があると認めたときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。</p>

資料5「条例の構成について(イメージ)」に合わせて記載しているため、実際の条文の順番とは異なります。

目次	前文・条項	東京都	京都市	姫路市	盛岡市
第3章 基本体制	8 審議会	<p>(組織) 審議会は、知事が任命する委員二十五人以内をもって組織する。 2 委員は、男女いずれか一方の性が委員総数の四割未満とならないように選任しなければならない。</p> <p>(専門委員) 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。</p> <p>(委員の任期) 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。</p> <p>(運営事項の委任) この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	<p>(審議会の組織) 審議会は、委員15人以内をもって組織する。 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。</p> <p>(委員の任期) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。</p>		<p>(組織) 審議会は、委員12人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 知識経験を有する者 (2) 関係団体に属する者 (3) 関係行政機関の職員 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(会長及び副会長) 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 審議会は、市長が招集する。 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(部会) 審議会に部会を置くことができる。 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員の互選とする。 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の議長となる。 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。</p> <p>(審議会の議決の特例) 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。</p> <p>(庶務) 審議会の庶務は、市民部において処理する。</p> <p>(委任) 前条までに定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>

資料5「条例の構成について(イメージ)」に合わせて記載しているため、実際の条文の順番とは異なります。

目次	前文・条項	東京都	京都市	姫路市	盛岡市
第4章 基本的 施策等	9 啓発活動及び調査研究等	<p>(情報の収集及び分析) 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。</p> <p>(普及広報) 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。</p> <p>(年次報告) 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。</p>	<p>(調査研究) 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行わなければならない。</p> <p>2 本市は、前項の調査研究を行うに当たっては、大学及び研究機関との連携に努めなければならない。</p> <p>(年次報告) 市長は、毎年、本市が講じた男女共同参画の推進に関する施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p>(市民等の理解を深めるための措置) 本市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、広報活動その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(市民等の理解を深めるための措置) 市は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(情報収集等) 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。</p> <p>(年次報告) 市長は、毎年度、プランに基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。</p> <p>(拠点施設) 市は、姫路市男女共同参画推進センター(姫路市男女共同参画推進センター条例(平成13年姫路市条例第4号)第1条の規定に基づき設置された施設をいう。)を、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるための措置を講じ、及び市民等の自主的な取組を支援するための拠点施設とする。</p>	<p>(実施状況の公表) 市長は、毎年、推進計画に基づく男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。</p> <p>(情報の収集及び提供) 市は、男女共同参画の推進に関する情報を収集するとともに、男女共同参画の推進に資するために必要な情報を適切に提供するものとする。</p> <p>(啓発活動) 市は、市民、事業者及び教育関係者に対し、男女共同参画についての関心及び理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。</p> <p>2 市は、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、推進月間を設ける。</p> <p>3 推進月間の期間は、市長が別に定める。</p> <p>(拠点施設) 市は、男女共同参画の推進のための拠点施設の機能の充実及び活用の促進に努めるものとする。</p>
第4章 基本的 施策等	10. 支援・措置	<p>(決定過程への参画の促進に向けた支援) 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>(雇用の分野における男女平等参画の促進) 事業者は、雇用の分野において、男女平等参画を促進する責務を有する。</p> <p>2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。</p> <p>3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。</p> <p>4 知事は、第二項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。</p>	<p>(性別による人権侵害の防止等) 本市は、性別による人権侵害の防止及び性別による人権侵害により被害を受けた者に対する支援に努めなければならない。</p> <p>(家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立) 本市は、男女が、性別にかかわらず家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立を円滑に図ることができるようにするため、保育の充実その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(雇用における平等な機会及び待遇の確保等) 本市は、事業者に対し、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する自主的な取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する状況について報告を求めることができる。</p> <p>3 市長は、前項の報告を取りまとめ、これを公表することができる。</p> <p>4 本市は、家族等により営まれる事業に従事する男女が、当該事業に係る活動において、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行により、個人として能力を発揮することが妨げられないようにするため、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(市民等に対する支援) 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>(附属機関等における構成員の男女の比率) 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員の委嘱、任命等をしようとする場合には、男女それぞれの構成員の数がその総数の10分の4以上となるよう努めるものとする。</p>	<p>(教育及び学習の振興等) 市は、男女共同参画についての意識の形成を図るため、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興、男女共同参画を推進する人材を育成するための教育及び研修の機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(市民等の自発的な活動を促進するための措置) 市は、市民、事業者及び教育関係者が自発的に行う男女共同参画の推進に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(積極的改善措置) 市は、施策の実施に当たり、第2条第1号(第1章総則3定義(1)男女共同参画)に規定する機会について、性別等による格差が生じているとみられる場合は、この格差を改善するために必要な範囲において、当該機会を積極的に提供しよう努めるものとする。</p> <p>2 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。</p> <p>(支援措置) 市は、性別等による人権侵害により困難な状況に置かれている人を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 市は、性別等に対する理解の促進及びその理解の不足に起因する日常生活の支障を取り除くための支援に努めるものとする。</p>

資料5「条例の構成について(イメージ)」に合わせて記載しているため、実際の条文の順番とは異なります。

目次	前文・条項	東京都	京都市	姫路市	盛岡市
第4章	10. 基本的施策等 支援・措置		<p>(政策等の立案から決定までの過程における男女共同参画) 本市は、その政策の立案から決定までの過程における男女共同参画を推進するため、審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体における男女の委員の数の均衡の確保その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>2 本市は、事業者及び民間の団体に対し、その方針の立案から決定までの過程における男女共同参画を促進するため、積極的改善措置(社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。)に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>(教育及び学習の振興) 本市は、学校、家庭、地域その他の様々な場において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(妊娠及び出産に係る健康の保持増進) 本市は、男女が、互いの性についての理解を深めるとともに、妊娠及び出産に係る健康の保持増進を図ることができるようにするため、情報の提供、医療の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(市民等の活動に対する支援) 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、施設の提供その他の必要な措置を講じなければならない。</p>		

資料5「条例の構成について(イメージ)」に合わせて記載しているため、実際の条文の順番とは異なります。

目次	前文・条項	東京都	京都市	姫路市	盛岡市
	11. 性別による権利侵害の防止	<p>(性別による権利侵害の禁止)</p> <p>何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。</p> <p>3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。</p>	<p>(性別による人権侵害の禁止)</p> <p>何人も、いかなる場合においても、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害(以下「性別による人権侵害」という。)を行ってはならない。</p>	<p>(性別による権利侵害の禁止)</p> <p>何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(継続的な人間関係において優位な力関係を背景に相手の意に反して性的な言動を行うこと又は当該言動を受けた者の対応によってその者に利益若しくは不利益を与えることをいう。)、ドメスティック・バイオレンス(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者に対して身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える行為をいう。)その他の性別の違いを背景とした権利侵害を行ってはならない。</p>	<p>(禁止事項等)</p> <p>何人も、性別等による人権侵害をしてはならない。</p>
第5章 禁止事項等	12. 公衆に表示する情報	<p>規定なし</p>	<p>(広告物の表現の配慮)</p> <p>何人も、公共の場所において、広告物を表示し、又は掲出しようとするときは、広告物の表現が、性別による人権侵害を是認し、若しくは助長する表現又は過度に性的な表現とならないよう配慮しなければならない。</p>	<p>(公衆に表示する情報に関する留意)</p> <p>何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。</p>	<p>(禁止事項等)</p> <p>何人も、情報を発信するに当たっては、性別等による人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担を反映させた表現を用いないよう努めなければならない。</p>
	13. 相談又は苦情に関する項目	<p>(都民等の申出)</p> <p>都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められることがあるときは、知事に申し出ることができる。</p> <p>2 知事は、前項の申出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。</p>	<p>(苦情等の処理)</p> <p>市民等は、性別による人権侵害と認められる行為又は本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情、相談その他の意見を市長に申し出ることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る苦情等を適切に処理しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による処理を行うために必要な体制を整備しなければならない。</p>	<p>(苦情等の申出への対応)</p> <p>市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合には、適切に対応するものとする。</p> <p>2 市は、前項の申出に対応するに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を妨げる行為について、市民等から相談があった場合には、関係機関と連携して、当該相談に適切に対応するよう努めるものとする。</p>	<p>(相談申出への対応)</p> <p>市長は、性別等による人権侵害に関し、市民、事業者又は教育関係者から相談があったときは、関係機関と連携し、公平かつ適切に対応するものとする。</p> <p>(苦情申出への対応)</p> <p>市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民、事業者又は教育関係者から苦情の申出を受けた場合は、公平かつ適切に対応し、適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、市長が必要があると認めるときは、当該苦情の内容について、盛岡市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。</p>